



## 函館市告示第256号

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）第14条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）または同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所または主たる事務所もしくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和元年10月12日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和元年11月12日

函館市長 工 藤 壽 樹



### 1 地域

| 都道府県名 | 地域   |
|-------|--|
| 岩手県   | 久慈市、下閉伊郡普代村  |
| 宮城県   | 角田市、伊具郡丸森町   |
| 福島県   | 郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町   |
| 茨城県   | 水戸市のうち秋成町、塙大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町<br>久慈郡大子町 |
| 栃木県   | 栃木市<br>佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一  |

|     |  |
|-----|--|
|     | 丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町   |
| 長野県 | <p>長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鑄物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p> |